

日本肝移植学会における多施設共同プロジェクト研究にかかる Authorship のガイドライン

2023年8月22日原案作成 日本肝移植学会 学術・教育委員会

2023年8月29日学術・教育委員会で審議の上、訂正・承認

2023年8月31日 日比教授よりの提案により一部赤字部分訂正

2023年9月16日 日本肝移植学会理事会・役員会で承認

- 1) 本学会多施設共同プロジェクト研究の研究代表者は、本学会会員でなければならない。
- 2) 本学会多施設共同プロジェクト研究の研究代表者は、研究計画書を学術・教育委員会に提出し、その審議を経て、理事会・役員会の承認を得なければならない。
- 3) 研究代表者は、プロジェクト研究開始の前に、研究代表者の所属施設での倫理委員会に申請し承認を得るものとする。
- 4) 主たる結果を初めて学会発表する際の演者および研究結果の主たる公表論文の第一著者は、研究代表者 (PI) とする。貢献度に応じて実務担当者を第一あるいは第二著者としても良い。ただし国際学会で初めて発表する際の演者は、研究代表者と最も多くの症例を登録した施設代表者が相談して決定しても良い。
- 5) 第二著者あるいは第三著者以下は、各 Journal の発表規定による人数制限に従って、登録症例数を最大限に尊重し、登録症例数の多い順に施設研究者を施設毎に選び共同演者・共著者とし、最終著者は原則として研究グループ代表者 (本学会の場合、理事長) とする。原則と異なる記載になる際は、投稿前に研究代表者が本学会理事長及び学術・教育委員会委員長に確認し、承諾を得ることとする。
- 6) 参加施設からの共同演者・共著者は、原則として施設研究責任者であるが、貢献度に応じて実務担当者としてもよい (研究代表者が各施設に確認する)。
- 7) 本学会理事、学会事務局のデータ登録管理担当者 (本学会の場合、梅下先生)、統計解析担当者などを共同演者・共著者に含めるかどうか、またその順番は、研究グループ代表者 (理事長) 及び学術・教育委員会委員長に確認し、承諾を得る。
- 8) 投稿論文による著者数の制限がある場合、規定数の著者リストの最後に例えば“on behalf of the Japanese Liver transplantation Society”の文言を加える。また著者数制限により著者リストから外れた参加施設に関しては、その施設代表者および・あるいは実務担当者が * authorship の要件を満たすと判断された場合は group author として、authorship の要件を満たさない場合は謝辞 (Acknowledgement) に必ず記載する。* Authorship については ICMJE (International Committee of Medical Journal Editors) の推奨に準拠する (<https://www.icmje.org/recommendations/browse/roles-and-responsibilities/defining-the-role-of-authors-and-contributors.html>)

- 9) プロジェクト研究の研究代表者 (PI) はプロジェクト研究の進捗状況を毎年 5 月末までに (同年の学術集会の 2 週間前) 学術・教育委員会に報告するとともに、最終成果を研究成果報告書として提出しなければならない。
- 10) 第一著者は、全期間における成果を、プロジェクト研究として本学会学術集会で発表しなければならない。
- 11) 論文報告や学会発表には、「本研究は、日本肝移植学会によって評価採用されたプロジェクト研究である」等を記載する。
- 12) 本学会プロジェクト研究データおよび研究成果の知的財産権は日本肝移植学会に帰属する。
- 13) 他学会からの依頼によるデータ提供研究に関しては、他学会の指針に従うが、論文・学会発表の際には、本学会における研究代表者および理事長を共著者として記載するよう要望する。
- 14) 本ガイドラインの運用は、2023 年 9 月 16 日の理事会・役員会以降とし、内容の変更に関しては、その都度学術・教育委員会で審議し、理事会・役員会での承認を得る。